【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成23年11月10日

【四半期会計期間】 第13期第3四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

【英訳名】Golf Digest Online Inc.【代表者の役職氏名】代表取締役社長 石坂 信也

【本店の所在の場所】東京都港区虎ノ門三丁目4番8号【電話番号】(03)5408-3188

【事務連絡者氏名】 執行役員 酒井 敦史

【最寄りの連絡場所】東京都港区虎ノ門三丁目4番8号【電話番号】(03)5408-3188

【事務連絡者氏名】 執行役員 酒井 敦史 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第3四半期 連結累計期間	第13期 第 3 四半期 連結累計期間	第12期 第3四半期 連結会計期間	第13期 第 3 四半期 連結会計期間	第12期
会計期間	自平成22年 1月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 1月1日 至平成23年 9月30日	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 7月1日 至平成23年 9月30日	自平成22年 1月1日 至平成22年 12月31日
売上高(千円)	9,338,037	8,737,709	3,185,671	2,955,546	13,165,736
経常利益又は経常損失()(千 円)	290,743	391,905	89,392	224,159	412,983
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失()(千円)	109,926	283,696	29,510	149,027	176,197
純資産額(千円)	-	-	2,785,166	2,335,247	2,781,623
総資産額(千円)	-	-	5,811,734	7,877,540	6,416,168
1株当たり純資産額(円)	-	-	16,474.45	15,412.55	16,912.08
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は1株当たり四半期純損失 金額()(円)	668.29	1,783.83	179.41	950.36	1,071.87
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	665.12	-	178.75	-	1,067.50
自己資本比率(%)	-	-	46.6	28.8	42.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	204,601	81,605	-	-	232,094
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	494,323	1,287,047	-	-	855,678
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	255,331	2,128,687	-	-	647,121
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	574,761	1,337,736	577,702
従業員数 (人)	-	-	261	279	260

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3.第13期第3四半期連結累計期間及び第13期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数(人) 279 (89)

(注)従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(人材派遣会社からの派遣社員を含む)は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(2)提出会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数(人) 248 (89)

(注)従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(人材派遣会社からの派遣社員を含む)は、当第3四半期会計期間の 平均人員を())内に外数で記載しております。

第2【事業の状況】

- 1【生産、受注及び販売の状況】
 - (1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 商品仕入実績

当第3四半期連結会計期間の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)	前年同四半期比(%)
リテールビジネス (千円)	1,396,412	-
合計 (千円)	1,396,412	-

- (注)1.金額は仕入価格によっております。
 - 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当社グループは、受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため、記載を省略しております。

(4) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)	前年同四半期比(%)
リテールビジネス (千円)	1,906,318	-
ゴルフ場ビジネス (千円)	750,035	-
メディアビジネス (千円)	299,192	-
合計 (千円)	2,955,546	-

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書及び第1四半期会計期間の四半期報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

EDINET提出書類 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン(E05391) 四半期報告書

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の概況

当第3四半期連結会計期間(平成23年7月1日~平成23年9月30日)における経営環境は、東日本大震災の影響により落ち込んだ個人消費に緩やかながら回復傾向が見られるものの、欧米諸国の財政問題等に伴う世界経済の減速や円高の進行、デフレの継続等による企業収益の悪化懸念と、景気先行きの不透明感は依然として続いております。

ゴルフ業界におきましては、ゴルフ用品販売の価格競争が一層激しさを増し、特にゴルフクラブの価格下落は顕著になりました。また、地域によっては、例年以上に台風及び記録的な雨の影響を受けたゴルフ場もありました。一方、震災直後に生じたゴルフプレーに対する自粛ムードは和らぎ、ゴルフ場入場者数の回復傾向が鮮明になるなど明るい兆しも見られています。また、募金・義援金の寄付やチャリティーグッズの購入等、ゴルフを通じた復興支援を行うゴルファーも数多く見られました。

このような環境下、当社グループでは、成長戦略の実現に不可欠なIT基盤を確立するために、7月1日にウェブサイトのデザインをはじめ、ECシステム、ゴルフ場予約システム、各種コンテンツ、それらを支える会員データベース及び経営管理情報システム等を全面的に刷新し、お客様に更なる快適なサービスを提供する環境を整えました。

現時点においては、これら全社的なIT投資による費用増加分を十分吸収するまでの売上と利益の成長は実現出来ておりませんが、今後の重要な課題として位置付け、刷新したIT基盤を積極的に活用し、成長戦略を展開して参ります。これらの結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は、2,955百万円(前年同四半期比7.2%減)、営業損失218百万円(前年同四半期は営業利益89百万円)、経常損失224百万円(前年同四半期は経常利益89百万円)、四半期純損失149百万円(前年同四半期は四半期は四半期純利益29百万円)となりました。

主要セグメント(ビジネス部門)別の主な状況は、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、マネジメントアプローチによるセグメント区分に変更しており、前年同期間との比較は しておりません。報告セグメントの概要については、(セグメント情報等)をご参照ください。

『リテールビジネス』

当第3四半期連結会計期間における当ビジネス部門の業績は、売上高1,906百万円、売上総利益365百万円となりました。ウェブサイトのリニューアルに際しては各種キャンペーン等、積極的な販売促進活動を行ったものの、特に震災後加速している全体の需要減速にゴルフ用品市場の価格競争激化に伴う販売価格の下落が加わり、当ビジネス部門における販売価格、販売数量が当初の予測に対し大きく減少しました。

『ゴルフ場ビジネス』

当第3四半期連結会計期間における当ビジネス部門の業績は、売上高750百万円、売上総利益713百万円となりました。震災の影響による節電対策の一環として出勤日の変更を行う企業も多く、また夏季休暇が分散化される傾向が見られました。この結果、平日のゴルフ場来場者数は増加し、多くのゴルフ場では一時的な平日特需の恩恵も受けました。またゴルフ場予約のインターネット化が継続しており、当ビジネス部門においても、8月には単月のゴルフ場送客人数が創業以来の過去最高を記録いたしました。

『メディアビジネス』

当第3四半期連結会計期間における当ビジネス部門の業績は、売上高299百万円、売上総利益190百万円となりました。当社グループのメディア価値の増加が着実に広告売上の成長に繋がっており、またパソコンウェブサイトのみならず、総合的なメディアチャネルの強化及び各種デバイスや広告商材を組み合わせた商品力の強化も奏功しています。またソリューション事業と位置付けた他者へのウェブ支援事業やマーケティング支援事業も徐々に成長に貢献しました。急加速しているスマートフォンの普及、各種SNSの普及などに対する対応を強化し、当該メディアビジネス部門のみならず全社の取り組みとして資源配分を積極化していきます。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、1,337百万円となり、前年同四半期連結会計期間末に比べて762百万円増加となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権の減少193百万円(前年同四半期連結会計期間は94百万円の増加)、仕入債務の増加84百万円(前年同四半期比55百万円の増加)、たな卸資産の減少29百万円(前年同四半期比3百万円の減少)等による資金の増加に対して、利息の支払額9百万円(前年同四半期比4百万円の増加)、法人税等の支払額5百万円(前年同四半期比162百万円の減少)等による資金の減少により、341百万円の収入(前年同四半期連結会計期間は57百万円の支出)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、情報システム基盤構築のためのシステム投資に伴う無形固定資産の取得による支出333百万円等により、356百万円の支出(前年同四半期連結会計期間は149百万円の支出)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出154百万円、長期借入金の返済による支出66百万円、リース債務の返済による支出27百万円等により、249百万円の支出(前年同四半期連結会計期間は27百万円の支出)となりました。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1)主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2)設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	591,640	
計	591,640	

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現 在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	164,490	164,490	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を採用 していません。
計	164,490	164,490	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

(平成14年9月30日定時株主総会決議)

	第 3 四半期会計期間末現在 (平成23年 9 月30日)
	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	480
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,000
新株予約権の行使期間	平成16年11月 1 日から 平成24年 8 月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,000 資本組入額 5,500
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 平成14年12月25日をもって1株を3株の割合で株式分割(平成14年11月28日取締役会決議)、平成15年11月18日をもって1株を4株の割合で株式分割(平成15年10月16日取締役会決議)、さらに平成16年8月16日をもって1株を5株の割合で株式分割(平成16年5月26日開催の取締役会決議)を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。
 - 2. 当社が株式の分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

- 3.新株予約権行使時に払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整します。
 - (1) 当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

(2) 当社が調整前発行価額を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

既発行株式数 +新規発行株式数 × 1 株当たり払込金額調整後発行価額 = 調整前発行価額 ×既発行株式数 + 新規発行による増加株式数

- (3) 当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。
- 4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部又は全部を行使する事ができる。 平成16年11月1日から平成17年8月31日までは、権利を付与された株式数の2分の1について権利を行 使することができる。

平成17年9月1日から平成24年8月31日までは、権利を付与された株式数のすべてについて権利を行使することができる。

- (2) 権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了により退任した取締役については、権利行使時において当社の取締役又は従業員でなくとも、権利行使することができる。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役又は従業員については、その相続人が権利行使することができる。
- (3) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
- (4) その他の条件につきましては、当社と付与対象者との間で締結した「新株引受権付与契約書」に定めております。

(平成15年7月22日臨時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	122
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,440
新株予約権の行使時の払込金額(円)	17,500
新株予約権の行使期間	平成17年 8 月 1 日から
	平成25年 6 月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格 17,500
発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額 8,750
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 平成15年11月18日をもって1株を4株の割合で株式分割(平成15年10月16日取締役会決議)、さらに平成16年8月16日をもって1株を5株の割合で株式分割(平成16年5月26日開催の取締役会決議)を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。
 - 2. 当社が株式の分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割(又は併合)の比率

- 3.新株予約権行使時に払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの 払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。なお、発行日以降、以下の事由 が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整します。
 - (1) 当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

調整後払込価額	_	調整前払込価額		
响罡没払处 侧负	_	间置的垃圾间额	^	分割・併合の比率

(2) 当社が調整前発行価額を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

	既発行株式数 +	新規発行株式数×	1株当たり払込金額
調整後発行価額 = 調整前発行価額 ×	***************************************	調整前	発行価額
	既発行株:	式数 + 新規発行によ	 :る増加株式数

- (3) 当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。
- 4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了により退任した取締役については、権利行使時において当社の取締役又は従業員でなくとも、権利行使することができる。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役又は従業員については、その相続人が権利行使することができる。
 - (2) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
 - (3) その他の条件につきましては、当社と付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

(平成16年9月28日定時株主総会決議)

(1 % 10 1 3 /1 20 L	
	第 3 四半期会計期間末現在 (平成23年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	201,533
新株予約権の行使期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	平成18年10月 1 日から
利休 1/約1催の11受刑目	平成26年 6 月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格 201,533
発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額 100,767
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予 約権の目的となる株式の数を減じております。
 - 2. 当社が株式の分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割(又は併合)の比率

- 3.新株予約権行使時に払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの 払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。なお、発行日以降、以下の事由 が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整します。
 - (1) 当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

調整後払込価額 = 調整前払込価額 × 1 分割・併合の比率

(2) 当社が調整前発行価額を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1 株当たり払込金額調整後発行価額 = 調整前発行価額 ×調整前発行価額既発行株式数 + 新規発行による増加株式数

- (3) 当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。
- 4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡による退任又は退職の場合、その他の正当な理由があり、当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役又は従業員については、その相続人が権利行使することができる。
 - (2) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
 - (3) その他の条件につきましては、当社と付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

(平成17年9月27日定時株主総会決議)

	第 3 四半期会計期間末現在 (平成23年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	105,973
	平成19年10月 1 日から
初れ入り、おり作をクリナーに共力目	平成27年 6 月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格 105,973
発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額 52,987
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1.新株予約権の目的となる株式の数は、新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
 - 2. 当社が株式の分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割(又は併合)の比率

- 3.新株予約権行使時に払込をすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの 払込金額(以下、「払込金額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。なお、発行日以降、以下の事由 が生じた場合は、払込金額をそれぞれ調整します。
 - (1) 当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

(2) 当社が調整前払込金額を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

| 既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1 株当たり払込金額 | 調整前発行価額 × | 調整前発行価額 × | 既発行株式数 + 新規発行による増加株式数

- (3) 当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。
- 4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡による退任又は退職の場合、その他の正当な理由があり、当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役又は従業員については、その相続人が権利行使することができる。
 - (2) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
 - (3) その他の条件につきましては、当社と付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

会社法に基づき発行した新株予約権

(平成20年3月26日定時株主総会決議)

	第 3 四半期会計期間末現在 (平成23年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	4,220
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,220
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,900
 新株予約権の行使期間	平成22年4月25日から
おけ木 リイ糸り作在(シュナ) 大井が日	平成30年 4 月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発	発行価格 34,900
行価格及び資本組入額(円)	資本組入額 17,450
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
 - 2.当社が株式の分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割(又は併合)の比率

- 3.新株予約権行使時に払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの 払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。なお、発行日以降、以下の事由 が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整します。
 - (1) 当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

調整後払込価額	_	闰敕前状认 / 而宛	v	1
间置该公区间积	_	調整前払込価額	×	分割・併合の比率

(2) 当社が調整前発行価額を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

	既発行株式数 +	新規発行株式数×1株当たり払込金額
調整後発行価額 = 調整前発行価額 x	***************************************	調整前発行価額
	既発行株:	 式数 + 新規発行による増加株式数

- (3) 当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。
- 4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡による退任又は退職の場合、その他の正当な理由があり、当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役又は従業員については、その相続人が権利行使することができる。
 - (2) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
 - (3) その他の条件につきましては、当社と付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月1日~ 平成23年9月30日	-	164,490	-	824,916	-	786,035

(6)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

なお、当社は、平成23年9月6日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式取得に係る事項を決議し、当第3四半期会計期間において、12,878株の自己株式を取得しております。当第3四半期会計期間末現在の自己株式数は、17,198株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合10.46%)であります。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,320	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 160,170	160,170	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	164,490	-	-
総株主の議決権	-	160,170	-

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社ゴルフダイ ジェスト・オンライン	東京都港区虎ノ門 三丁目4番8号	4,320	-	4,320	2.63
計	-	4,320	-	4,320	2.63

⁽注) 当第3四半期会計期間末現在の自己名義所有株式数は17,198株、その発行済株式総数に対する所有割合は10.46%であります。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	19,720	19,450	18,570	14,500	14,420	13,850	14,200	13,500	12,900
最低(円)	17,650	17,500	11,600	12,700	12,350	12,630	12,700	11,000	10,550

⁽注)最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び前第3四半期連結累計期間 (平成22年1月1日から平成22年9月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結 会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成23年1月1日から 平成23年9月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,337,736	577,702
売掛金	1,153,901	1,501,780
商品及び製品	1,411,295	1,387,408
仕掛品	339	-
原材料及び貯蔵品	4,436	5,553
その他	464,073	308,743
貸倒引当金	237	429
流動資産合計	4,371,545	3,780,758
固定資産		
有形固定資産	389,037	463,912
無形固定資産		
のれん	122,462	200,569
ソフトウエア	1,941,607	-
ソフトウエア仮勘定	-	710,131
その他	395,849	646,381
無形固定資産合計	2,459,919	1,557,082
投資その他の資産		
その他	657,435	615,124
貸倒引当金	397	709
投資その他の資産合計	657,037	614,414
固定資産合計	3,505,995	2,635,409
資産合計	7,877,540	6,416,168
負債の部		<u> </u>
流動負債		
金柱買	840,717	1,159,723
短期借入金	3,065,800	1,166,000
未払法人税等	4,139	21,212
賞与引当金	1,135	-
ポイント引当金	220,538	213,470
その他	510,109	600,981
流動負債合計	4,642,439	3,161,387
固定負債		
長期借入金	634,500	134,000
役員退職慰労引当金	10,499	5,250
資産除去債務	4,346	-
その他	250,507	333,907
固定負債合計	899,853	473,157
負債合計	5,542,292	3,634,545

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	824,916	824,916
資本剰余金	786,035	786,035
利益剰余金	830,489	1,149,423
自己株式	234,672	80,265
株主資本合計	2,206,768	2,680,109
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	64,105	29,250
繰延ヘッジ損益	727	552
評価・換算差額等合計	63,377	28,698
新株予約権	65,101	72,815
純資産合計	2,335,247	2,781,623
負債純資産合計	7,877,540	6,416,168

(2)【四半期連結損益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)
売上高	9,338,037	8,737,709
売上原価	5,460,296	5,079,260
売上総利益	3,877,740	3,658,448
販売費及び一般管理費	3,594,823	4,040,742
営業利益又は営業損失()	282,917	382,293
営業外収益		
受取利息	2,860	939
不動産賃貸料	7,386	9,667
受取損害金	4,588	-
その他	8,194	3,264
営業外収益合計	23,029	13,870
営業外費用		
支払利息	14,907	22,022
その他	296	1,459
営業外費用合計	15,203	23,482
経常利益又は経常損失()	290,743	391,905
特別利益		
新株予約権戻入益	3,085	7,713
その他		540
特別利益合計	3,085	8,254
特別損失		
固定資産除却損	5,611	-
ソフトウエア除却損	7,286	-
店舗閉鎖損失	6,627	16,156
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,239
その他	1,074	82
特別損失合計	20,600	18,478
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	273,228	402,129
法人税、住民税及び事業税	115,645	9,375
法人税等調整額	47,657	127,808
法人税等合計	163,302	118,432
少数株主損益調整前四半期純損失()	<u> </u>	283,696
四半期純利益又は四半期純損失()	109,926	283,696

【第3四半期連結会計期間】

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
売上高	3,185,671	2,955,546
売上原価	1,843,337	1,686,547
売上総利益	1,342,333	1,268,998
販売費及び一般管理費	1,252,684	1,487,747
営業利益又は営業損失()	89,649	218,749
営業外収益	-	
受取利息	1,000	438
不動産賃貸料	1,401	2,761
受取損害金	388	
その他	1,584	907
営業外収益合計	4,374	4,107
営業外費用		
支払利息	4,629	8,032
その他	0	1,484
営業外費用合計	4,630	9,517
経常利益又は経常損失()	89,392	224,159
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	402
新株予約権戻入益	3,085	617
特別利益合計	3,085	1,019
特別損失		
固定資産除却損	576	-
ソフトウエア除却損	7,286	-
店舗閉鎖損失	1,821	5,729
その他	1,000	82
特別損失合計	10,684	5,811
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	81,793	228,951
法人税、住民税及び事業税	54,929	2,519
法人税等調整額	2,647	82,443
法人税等合計	52,282	79,924
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	149,027
四半期純利益又は四半期純損失()	29,510	149,027

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四 半期純損失()	273,228	402,129
減価償却費	177,771	280,897
無形固定資産除却損	7,286	-
受取利息及び受取配当金	2,917	999
支払利息	14,907	22,022
新株予約権戻入益	-	7,713
のれん償却額	75,493	78,106
店舗閉鎖損失	-	16,156
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,239
ポイント引当金の増減額(は減少)	24,443	7,067
貸倒引当金の増減額(は減少)	95	504
賞与引当金の増減額(は減少)	-	1,135
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	-	5,249
売上債権の増減額(は増加)	78,429	347,767
たな卸資産の増減額(は増加)	44,504	23,109
未収入金の増減額(は増加)	14,965	-
未収消費税等の増減額(は増加)	4,604	-
前払費用の増減額(は増加)	9,685	-
仕入債務の増減額(は減少)	22,192	319,000
未払金の増減額(は減少)	166,323	-
未払費用の増減額(は減少)	25,168	-
未払消費税等の増減額(は減少)	13,579	-
預り金の増減額(は減少)	11,360	-
その他	30,192	46,170
小計	158,321	38,992
利息及び配当金の受取額	2,031	692
利息の支払額	15,546	22,112
損害金の受取額	4,588	22,112
法人税等の支払額	366,952	23,658
法人税等の還付額	12,956	2,465
営業活動によるキャッシュ・フロー	204.601	81,605
投資活動によるキャッシュ・フロー	204,001	01,000
有形固定資産の取得による支出	136,993	22,325
無形固定資産の取得による支出	329,667	1,292,277
敷金の差入による支出	251	1,492,277
新立の左八による又山 預り保証金の返還による支出		-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2,562 33,528	-
その他	8,678	27,554
投資活動によるキャッシュ・フロー	494,323	1,287,047

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	1,800,000
短期借入れによる収入	4,250,000	-
短期借入金の返済による支出	3,880,000	-
長期借入れによる収入	200,000	900,000
長期借入金の返済による支出	157,419	299,700
自己株式の取得による支出	-	154,407
配当金の支払額	78,618	34,880
リース債務の返済による支出	79,059	82,967
その他	428	642
財務活動によるキャッシュ・フロー	255,331	2,128,687
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	443,593	760,034
現金及び現金同等物の期首残高	1,018,354	577,702
現金及び現金同等物の四半期末残高	574,761	1,337,736

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 1 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	(1)資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業 会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基 準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適 用しております。 これにより当第3四半期連結累計期間の営業損失、経常損失がそれぞれ 1,198千円増加し、税金等調整前四半期純損失が3,437千円増加しておりま す。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は4,892千 円であります。
	(2)たな卸資産の評価方法の変更 当社のたな卸資産の商品の評価方法は、従来、先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しておりましたが、当第3四半期連結会計期間より移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)へ変更しております。この変更は、より適正なたな卸資産の評価及び期間損益計算を行うことを目的とし、新たな基幹情報システムの導入を機に会計処理方法の見直しを行うものであります。 なお、これによる当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響及び第2四半期連結累計期間においてたな卸資産の評価方法の変更が行われた場合の損益に与える影響は軽微であります。 また、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)

(四半期連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を 改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主 損益調整前四半期純損失()」の科目を表示しております。

前第3四半期連結累計期間において、特別損失に区分掲記していた「固定資産除却損」は、当第3四半期連結累計期間では特別損失の「その他」に含めております。

なお、当第3四半期連結累計期間の特別損失の「その他」に含まれる「固定資産除却損」は11千円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に区分掲記していた「未収入金の増減額(は増加)」「未収消費税等の増減額(は増加)」「前払費用の増減額(は増加)」「未払金の増減額(は減少)」「未払費用の増減額(は減少)」「未払消費税等の増減額(は減少)」「預り金の増減額(は減少)」「預り金の増減額(は減少)」は、当第3四半期連結累計期間では「その他」に含めております。

なお、当第3四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「未収入金の増減額(は増加)」は14,942千円、「未収消費税等の増減額(は増加)」は 6,990千円、「前払費用の増減額(は増加)」は 25,249千円、「未払金の増減額(は減少)」は49,272千円、「未払費用の増減額(は減少)」は 12,512千円、「未払消費税等の増減額(は減少)」は 14,621千円、「預り金の増減額(は減少)」は779千円であります。

四半期報告書

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)

前第3四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「新株予約権戻入益」「役員退職慰労引当金の増減額(は減少)」「店舗閉鎖損失」は、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。

なお、前第3四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「新株予約権戻入益」は 3,085千円、「役員退職慰労引当金の増減額(は減少)」は3,500千円、「店舗閉鎖損失」は6,627千円であります。

前第3四半期連結累計期間において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」に区分掲記していた「敷金の差入による支出」及び「預り保証金の返還による支出」は、当第3四半期連結累計期間では「その他」に含めております。なお、当第3四半期連結累計期間の「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「敷金の差入による支出」は 2,491千円、「預り保証金の返還による支出」は 1,752千円であります。

前第3四半期連結累計期間において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」に区分掲記していた「短期借入れによる収入」及び「短期借入金の返済による支出」は、借入期間が短く、かつ回転が早い短期借入金が主であるため、当第3四半期連結累計期間では「短期借入金の純増減額(は減少)」として表示しております。

なお、当第3四半期連結累計期間における「短期借入金の純増減額(は減少)」を総額表示すると、「短期借入れによる収入」は19,400,000千円、「短期借入金の返済による支出」は 17,600,000千円であります。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

(四半期連結貸借対照表関係)

前第3四半期連結会計期間において、無形固定資産の「その他」に含めていた「ソフトウエア」は、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することとしております。

なお、前第3四半期連結会計期間の無形固定資産の「その他」に含まれる「ソフトウエア」は215,276千円であります。

前第3四半期連結会計期間において、無形固定資産に区分掲記していた「ソフトウエア仮勘定」は、当第3四半期連結 累計期間では「その他」に含めております。

なお、当第3四半期連結会計期間の無形固定資産の「その他」に含まれる「ソフトウエア仮勘定」は70,785千円であります。

前第3四半期連結会計期間において、「固定負債」に含めていた「役員退職慰労引当金」は、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することとしております。

なお、前第3四半期連結会計期間の「固定負債」に含まれる「役員退職慰労引当金」は3,500千円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を 改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主 損益調整前四半期純損失()」の科目を表示しております。

前第3四半期連結会計期間において、特別損失に区分掲記していた「固定資産除却損」は、当第3四半期連結会計期間では特別損失の「その他」に含めております。

なお、当第3四半期連結会計期間の特別損失の「その他」に含まれる「固定資産除却損」は11千円であります。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)
一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が、前連結会計年度末に算定
	したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実
	績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
固定資産の減価償却の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額
	を期間按分して算定する方法によっております。

【会社等の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に関する事項で、当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えると認められる重要なもの】 該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	有形固定資産の減価償却累計額
352,789千円	275,425千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計 (自 平成22年1月1 至 平成22年9月30	Ħ	当第3四半期連結累計 (自 平成23年1月1 至 平成23年9月30	3
主要な費目及び金額は次のとおりであります。		主要な費目及び金額は次のとおりて	であります。 であります。
従業員給与	1,150,567千円	従業員給与	1,276,647千円
ポイント引当金繰入額	7,989千円	ポイント引当金繰入額	7,067千円
役員退職慰労引当金繰入額	3,500千円	役員退職慰労引当金繰入額	5,249千円
		賞与引当金繰入額	1,135千円

前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)		当第3四半期連結会計期 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	
主要な費目及び金額は次のとおりであります。		主要な費目及び金額は次のとおりで	•
従業員給与	396,849千円	従業員給与	429,516千円
ポイント引当金繰入額	1,797千円	ポイント引当金繰入額	9,569千円
役員退職慰労引当金繰入額	1,749千円	役員退職慰労引当金繰入額	1,749千円
		賞与引当金繰入額	1,135千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間		当第3四半期連結累			
(自平成22年1月1日		(自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)			
至 平成22年 9 月30	1)	主 平成23年9月3	30日)		
現金及び現金同等物の四半期末列	浅高と四半期連結	現金及び現金同等物の四半期オ	ド残高と四半期連結		
貸借対照表に掲記されている科	目の金額との関係	貸借対照表に掲記されている	科目の金額との関係		
(平成22年9月30日現	(平成22年9月30日現在)		(平成23年9月30日現在)		
現金及び預金勘定	574,761千円	現金及び預金勘定	1,337,736千円		
預入期間が3か月を超える	∠ m	預入期間が3か月を超える	-		
定期預金	- 千円	定期預金	- 千円		
現金及び現金同等物	574,761千円	現金及び現金同等物	1,337,736千円		

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年9月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数 普通株式 164,490株

2.自己株式の種類及び株式数 普通株式 17,198株

3.新株予約権等に関する事項 ストック・オプションとしての新株予約権 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

親会社 65,101千円

4.配当に関する事項

配当金支払額

	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の 原資
平成23年3月30日	普通株式	35.237	220	平成22年	平成23年	利益剰余金
第12回定時株主総会	百进休式	35,237	220	12月31日	3月31日	利益制示金

5. 株主資本の著しい変動に関する事項 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

	リテール ビジネス (千円)	ゴルフ場 ビジネス (千円)	メディア ビジネス (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	2,222,246	699,722	263,702	3,185,671	-	3,185,671
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	1	-	-	(-)	-
計	2,222,246	699,722	263,702	3,185,671	(-)	3,185,671
営業利益	103,505	397,176	18,341	519,023	(429,374)	89,649

(注)1.事業区分の方法

事業は、商品・サービス等の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2 . 各区分に属する主要な内容

事業区分	主要なサービス
リテールビジネス	ゴルフ用品ネット販売サービス、中古ゴルフ用品買取販売サービス 等
ゴルフ場ビジネス	ゴルフ場予約サービス、ゴルフ場向けASPサービス 等
メディアビジネス	広告・マーケティングサービス、ゴルフコンテンツ配信サービス、モバイ ルサービス 等

前第3四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年9月30日)

	リテール ビジネス (千円)	ゴルフ場 ビジネス (千円)	メディア ビジネス (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高 (1)外部顧客に対する売上高 (2)セグメント間の内部売上 高又は振替高	6,735,382	1,824,097	778,557	9,338,037	- (-)	9,338,037
計	6,735,382	1,824,097	778,557	9,338,037	(-)	9,338,037
営業利益	433,557	999,014	84,727	1,517,299	(1,234,382)	282,917

(注)1.事業区分の方法

事業は、商品・サービス等の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2 . 各区分に属する主要な内容

事業区分	主要なサービス
リテールビジネス	ゴルフ用品ネット販売サービス、中古ゴルフ用品買取販売サービス 等
ゴルフ場ビジネス	ゴルフ場予約サービス、ゴルフ場向けASPサービス 等
メディアビジネス	広告・マーケティングサービス、ゴルフコンテンツ配信サービス、モバイ ルサービス 等

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店はありませんので、該当事項はありません。

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日) 本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店はありませんので、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日) 当社グループは、海外売上高がないため、該当事項はありません。

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日) 当社グループは、海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

1.報告セグメントの概要

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)及び当第3四半期連結会計期間(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、ゴルフ関連事業を中心に事業活動を展開しており、本社にリテールビジネス部門、ゴルフ場ビジネス部門及びメディアビジネス部門を管理する部署を置き、包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは、「リテールビジネス」及び「ゴルフ場ビジネス」、「メディアビジネス」の3つを報告セグメントとしております。各セグメントの主要業務は以下のとおりとしております。

セグメント区分	主要業務
リテールビジネス	ゴルフ用品(新品・中古)ネット販売サービス、中古ゴルフ用品 買取販売サービス 等
ゴルフ場ビジネス	ゴルフ場予約サービス、ゴルフ場向けASPサービス、ゴルフ場向けソフトウエアの開発・販売等
メディアビジネス	広告・マーケティングソリューションサービス、ゴルフコンテンツ配信サービス、モバイルサービス 等

2.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)

		報告も	報告セグメント			合計
	リテール ビジネス	ゴルフ場 ビジネス	メディア ビジネス	計	調整額	(注)
売上高						
外部顧客への売上高	6,029,658	1,885,798	822,251	8,737,709	-	8,737,709
セグメント間の内部売上	_	_	_	_	_	_
高又は振替高	-	_	_	_	-	-
計	6,029,658	1,885,798	822,251	8,737,709	-	8,737,709
セグメント利益	1,287,890	1,808,154	562,404	3,658,448	-	3,658,448

⁽注)報告セグメントの利益の金額の合計額は四半期連結損益計算書の売上総利益と一致しております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

(単位:千円)

		報告セグメント			調整額	合計
	リテール ビジネス	ゴルフ場 ビジネス	メディア ビジネス	計	- 明定領	(注)
売上高						
外部顧客への売上高	1,906,318	750,035	299,192	2,955,546	-	2,955,546
セグメント間の内部売上						
高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	1,906,318	750,035	299,192	2,955,546	-	2,955,546
セグメント利益	365,215	713,570	190,213	1,268,998	-	1,268,998

- (注)報告セグメントの利益の金額の合計額は四半期連結損益計算書の売上総利益と一致しております。
 - 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報該当事項はありません。
 - 4 . 会計処理基準に関する事項の変更

(たな卸資産の評価方法の変更)

当社のたな卸資産の商品の評価方法は、従来、先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しておりましたが、当第3四半期連結会計期間より移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)へ変更しております。この変更は、より適正なたな卸資産の評価及び期間損益計算を行うことを目的とし、新たな基幹情報システムの導入を機に会計処理方法の見直しを行うものであります。

なお、これによる当第3四半期連結累計期間の各セグメント損益に与える影響及び第2四半期連結累計期間においてたな卸資産の評価方法の変更が行われた場合の各セグメント損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

四半期報告書

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年9月30日)

現金及び預金、短期借入金、長期借入金が、企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位:千円)

科目	四半期連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,337,736	1,337,736	
(2) 短期借入金	3,065,800	3,065,800	-
(3) 長期借入金	634,500	634,798	298

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によって おります。

(3) 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間において、前連結会計年度の末日に比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間において、前連結会計年度の末日に比較して著しい変動はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

権利不行使により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 617千円

(資産除去債務関係)

当第3四半期連結会計期間において、前連結会計年度の末日に比較して著しい変動はありません。

(注) 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日) 及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用 しているため、前連結会計年度の末日における残高に代えて、第1四半期連結会計期間の期首における残高と 比較しております。

(賃貸等不動産関係)

当第3四半期連結会計期間において、前連結会計年度の末日に比較して著しい変動はありません。

(1株当たり情報)

1.1株当たり純資産額

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
当第3四半期連結会計期間末		前連結会計年度末	
(平成23年9月30日)		(平成22年12月31日)	
1 株当たり純資産額	15,412.55円	1株当たり純資産額	16,912.08円

2.1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日		当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日	
至 平成22年9月30日)		至 平成23年9月30日)	
1 株当たり四半期純利益金額	668.29円	1株当たり四半期純損失金額() 1,783.83	円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	665.12円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につ	11
	003.12	ては、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失	きで
		あるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期		
純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失()	109,926	283,696
(千円)	109,920	203,090
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失	109,926	283,696
()(千円)	109,920	203,090
期中平均株式数(株)	164,490	159,038
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	783	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株		
当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜		
在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が	-	-
あったものの概要		

四半期報告書

前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)		当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)	
1 株当たり四半期純利益金額	179.41円	1株当たり四半期純損失金額() 950.36円	
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	170 75 III	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につ	
	178.75円	ては、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失	
		あるため記載しておりません。	

(注)1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

の発定工の金旋は、以下のこのうであります。		
	前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期		
純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失()	29,510	149,027
(千円)	29,310	149,027
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	1
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失	20 510	140, 027
()(千円)	29,510	149,027
期中平均株式数(株)	164,490	156,811
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (千円)	-	
普通株式増加数 (株)	606	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株		
当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜		
在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が	-	-
あったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は、前連結会計年度末と比較して著しい変動はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン(E05391) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月11日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山口 光信 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 憲一 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年1月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期 報告書提出会社)が別途保管しております。

^{2.}四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月10日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山口 光信 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 憲一 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期 報告書提出会社)が別途保管しております。

^{2.}四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。